

2 地ケ第 601 号
令和 3 年 1 月 5 日

居宅介護支援事業者 様

長野市長 加 藤 久 雄
(保健福祉部地域包括ケア課担当)

「安心おかえりカルテ」の変更について (通知)

時下、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、本市の保健福祉行政、介護保険事業等に対し、格別な御理解・御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、認知症の人やその家族が安心して地域で暮らすことが出来るよう認知症に関連する諸事業を進めておりますが、この度、地域での見守り支援の取り組みとして、警察署と意見交換し、「安心おかえりカルテ」(以下カルテとする)の実施方法について変更いたしました。

このカルテの作成(記入)につきましては、地域包括支援センターが窓口となります。支援対象者又はその家族がカルテ作成を希望する場合は、地域包括支援センターに御連絡をお願いいたします。また、詳細については添付資料を御確認いただきますようお願いいたします。

記

1 カルテのおもな変更内容

- (1) 様式 2 (4)のとおり
- (2) 情報共有について

ア カルテは、原則として、本人が行方不明になった時に通報する家族等が保管する。

イ 本人又は家族の同意が得られた場合は、所在不明となった場合に警察等捜索機関へ情報提供できるよう、カルテの写しを担当の地域包括支援センター、居宅介護支援専門員及び中部地域包括支援センターも保管する。

2 添付資料

- (1) 実施概要
- (2) 作成支援のポイント
- (3) 対象者向け案内ちらし
- (4) カルテ見本

(担当)

長野市保健福祉部地域包括ケア推進課

中部地域包括支援センター

担当 富岡 笹倉

〒380-8512

長野市大字鶴賀緑町 1613 番地

TEL: 026-224-7174 FAX: 026-224-8574

長野市「安心おかえりカルテ」実施概要

1 目的

認知症の症状が軽症又は認知機能障害が目立たない段階から行方不明になるという事案が見られるため、認知症の症状の段階を問わず見守りや支援が必要である。

認知症高齢者（家族）支援のため、地域包括支援センターが主体となり、実態を把握し、相談窓口等に関する情報提供を行うとともに、認知症高齢者が行方不明になった際、家族が警察への行方不明者届に活用できるよう「安心おかえりカルテ」（以下「カルテ」という。）の作成支援を行う。

2 対象者

認知症の人又は認知機能の低下が見られる人（以下「本人」という。）とその家族のうち希望者

3 カルテ作成の流れ

- (1) 本人又はその家族が、担当の地域包括支援センター又は中部地域包括支援センターに依頼する。
- (2) 担当の地域包括支援センター職員又は居宅介護支援専門員が、カルテの記入について支援（補助）する。
- (3) カルテの作成を通して、行方不明となった場合の行動（緊急時における情報提供の方法の確認を含む。）及び普段から備えておくことについて、本人及びその家族と確認する。
- (4) カルテを作成したことについて、家族間でも共有しておくことを勧める。

4 カルテの保管

- (1) カルテは、原則として、本人が行方不明になった時に通報する家族等が保管する。
- (2) 本人又は家族の同意が得られた場合は、所在不明となった場合に警察等捜索機関へ情報提供できるよう、カルテの写しを担当の地域包括支援センター、居宅介護支援専門員及び中部地域包括支援センターも保管する。

5 カルテ作成情報の管理

- (1) 地域包括支援センターは、カルテがある人の名簿を作成し管理する。

6 周知

- (1) 認知症の人又は認知機能の低下がみられる人及びその家族に、支援する担当地区の地域包括支援センター職員等が案内する。
- (2) 必要の都度、担当の地域包括支援センター職員等によりカルテの作成支援が行われるよう、民生児童委員及び指定居宅介護事業所へ案内する。

長野市「安心おかえりカルテ」作成支援のポイント

1 氏名・住所・本籍地・電話番号

フリガナとともに正確に記入する。旧姓・異名（愛称、自分の氏名を何と名乗ることが多いか等）がある場合には記入する。

2 出身地や前住所、思い出の場所・ホッとできる場所

思い出の場所・ホッとできる場所は、出身地等と重複してもよい。
本人の行き先が予想される場所として記入する。

3 身長・体重・靴のサイズや身体の特徴等

見た目のみの判断でなく、本人・家族から聴取して記入することが望ましい。
ほくろやいぼ、手術や火傷の痕などは有効な情報となる。頭髪の状態は、髪型や色、薄毛であるかどうかなど詳細に記入しておく。
（緊急時、慌てていると思いつかばないこともあるので、あらかじめ情報を整理しておくことが大事であることを伝えて聴取する。）

4 耳の聞こえ・会話の様子、外出の手段

難聴か、会話能力はどうかなどを記入。外出の手段には、普段使う交通手段[バス、電車、自転車、自家用車（車のナンバー）等]を記入する。

5 家族等の状況

欄が不足する場合は、裏面を使用してもよい。電話番号は連絡が取れる電話番号の順に記入する。

6 民生児童委員、介護支援専門員（ケアマネジャー）、地域包括支援センター

連絡先を記入。
カルテを作成したことについて、民生児童委員への連絡を家族に促す。

7 写真

最近の写真（顔、全身両方あるとよい）を用意。
写真は本人を探す決め手となり、体型や姿勢など言葉で説明するより明確なので、添付を勧める。

8 同意確認等、情報の共有

行方不明の際、速やかな発見につなげるため、支援関係者が情報を共有することについて、本人又は家族に同意確認を行い、カルテ裏面の同意欄に記載、署名及び押印又はサインを依頼する。

また、このカルテ作成時だけでなく、日頃から家族間で連絡の機会を持つことや民生委員と連絡を取っておくことも大切であることを伝える。

9 カルテの保管

本人が行方不明になった時に通報する家族等が保管する。

本人又は家族の同意が得られた場合は、行方不明時、状況に応じて警察等捜索機関へ情報提供できるよう、カルテの写しを担当の地域包括支援センター、居宅介護支援専門員（ケアマネジャー）及び中部地域包括支援センターも保管する。

10 その他

(1) カルテ以外の備え

カルテの作成支援とあわせて、案内ちらし「安心おかえりカルテについて」2及び3（裏面）についても情報提供を行い、日頃の工夫や行方不明になった場合への備えを支援する。

◎いなくなると気づいたら、出来るだけ早く捜索機関（警察署、消防署）に届出するよう伝える（連絡が遅れるほど、遠くにいつてしまう可能性があり、発見が難しくなるため）。

安心おかえりカルテについて

長野市 地域包括ケア推進課

1 このカルテを作成する目的

認知症は、様々な原因から脳の働きが衰えることによって、生活に支障が出てきます。認知症には、記憶障害（体験の全体を忘れてしまう）、見当識障害（人、場所、時間を正しく認識できなくなる）などの症状があり、その症状が出始めることで自分の居場所が分からなくなってしまうこともあります。

警察に保護された認知症の人の中には、まだ生活にそれほど支障が出ていない軽度の方も含まれています※1。認知症が軽症の段階では、車を使用するなどの移動手段をとることが出来るので、短時間で速くまで行ってしまいうことがあります。

- ① 認知症の人または、認知症を心配している人の体の状態などを詳しく理解しておくこと
- ② このカルテの作成を通して、相談できる場所や人とながかりを持っておくこと
- ③ 万が一、行方不明になってしまった場合には、このカルテの情報をもとに早く発見するために役立てていただくこと

以上の3つを目的として作成するものです。

※1 桜美林大学老年学総合研究所：認知症高齢者の徘徊・行方不明・死亡に関する研究（2017）

2 日頃の工夫と心がけておきたいこと

ご本人のことを知っている方に早く見つけてもらうことと同時に、知らない方にも早く見つけてもらうことを意識しておくことが必要です。

- ① カルテには、最新の情報を記載しておきましょう。
内容に変更があった場合は、書き直したり、書き加えておきましょう。
(作成の支援をした地域包括支援センターにご相談ください。)
- ② **顔写真と全身の写真**を撮って、カルテにつけておきましょう。
(利用に必要な費用の補助制度があります)
- ③ **携帯電話やGPS発信機**を所持しましょう。
(洋服の内側や下着、かばんの内側など)
- ④ **身につけるものや持ち物に名前**を書きしておきましょう。
(洋服のご本人の服装や靴、持ち物など確認しておきましょう。)
- ⑤ 別に住むご家族は、近所の方や民生児童委員に普段の様子を聞いておいたり、気にかけていただくよう連絡を取っておきましょう。同居されている方でも、日中はご本人が一人になることもありますので、日頃ご本人が出かける場所や様子などを確認しておきましょう。

3 行方不明になってしまった場合（ご家族へ）

(1) いなくなったりと気づいたら、出来るだけ早く捜索機関（警察署、消防署）に届出してください。

連絡が遅れるほど、遠くにいってしまう可能性があるので、発見が難しくなります。何時間も探してからでは、手遅れになる場合もあります。日が落ちると見つけにくくなります。

※ 行方不明になった場合は、基本情報を見ることが、警察等捜索機関へ慌てずに情報提供ができます。

捜索機関1 警察署への届出

長野中央警察署 生活安全課 244-0110

長野南警察署 生活安全課 292-0110

検索

※警察を過ぎずに消防署に直接届出することも可能です。

捜索機関2 最寄りの消防署への届出

最寄りの消防署 ()

電話: ()

(119 番へは電話をしないでください)

同報無線の利用

検索

長野市認知症見守りSOSネット事業が利用できます

警察署に備え付けの「行方不明者捜索依頼書兼認知症見守りSOSネット情報提供依頼書」により、同報無線の利用や情報メールの配信、協力事業者への情報提供など、希望することが出来ます。

氏名の公表の可否についても選択することが出来ます。

認知症見守り SOS ネット

(2) 家の周辺を探し、親戚や友人など思い当たるところに早急に確認します。
発見した場合には、連絡をもらえらるようお願いします。

(3) 以前に行方不明になったことがあれば、前回と同じ方向を探してみます。
生まれ育った家や以前住んでいた場所、勤めていた場所などに行く場合もあります。思い当たる場所を探すことも有効です。親戚や友人等にも協力してもらい、どなたかは自宅で待機するか、携帯電話を所持していつでも連絡が取れるようにしておきます。

(4) 警察・消防署より先に発見した場合は、警察・消防署に速やかに連絡してください。

本人を見つけたら



- 本人を見つけて声をかけるときは、びっくりさせないようにやさしく声をかけましょう。(慌てて対応すると、こちらの心情が伝わり動揺させてしまいます。)
- 本人の目的地に行きたい気持ちを受け止め、寄り添いながら安全な場所へと促し、探している仲間に連絡を取りましょう。
- 脱水気味になっている場合もありますので、お茶など飲み物を飲むことを勧め、落ち着けるように配慮しましょう。



問い合わせ 長野市役所 中部地域包括支援センター 電話224-7174

地域包括支援センター 電話

長野市消費者被害防止見守りネットワーク情報

ゆたんぽの事故が、冬期の
1月、2月に多発しています。

簡単・便利にと通電(充電)式
のゆたんぽに 要注意!

- ◆ 通電中に容器が膨らむ、コードから煙が出るなどの異常がありましたら、直ちに使用をやめましょう。通電は、布団等の中では安全装置が作動しなくなる場合がありますので行わないでください。
- ◆ 購入する際、PSE マークやS マークの表示された製品を選びましょう。
- ◆ 近所の高齢者の方に「声かけ」、「見守り」を日頃から行い、消費者被害は未然に防止する・被害に気づいていない人に、気づかせる機会を設けてください。

～不安を感じたら迷わず電話～

- ◆ 長野市消費生活センター 224-5777
(消費者ホットライン 188)
- ◆ 長野中央警察署 244-0110
- ◆ 長野南警察署 292-0110
(警察相談専用電話 #9110)

【発行元】長野市地域・市民生活部
市民窓口課 消費生活センター
〒380-0835 長野市大字南長野新田町 1485-1
長野市もんぜんぷら座 4階